

## 役員報酬に関する規程

社会福祉法人三鷹ひまわり会

総 則 定款第8条により、役員報酬等について次のように定める。

第1条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第2条 役員の地位にある者には、次の会議に出席した場合、交通費として3,000円を支給する。

2. 理事会、
3. 評議員会、
4. 監事による実務等について
5. 理事長による実務等について  
ただし、法人の出張など実務に関わることについては職員の出張規定を準用する。
6. 前5項以外に、規定のないものについては、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

この規定は2017年4月1日より適用する。